

2024年度 調剤報酬点数のご案内

2025年10月1日

[illegible]

薬学管理料			
調剤管理料 (処方箋受付1回につき)	1 内服薬(1劑につき、3劑まで)		
	イ 7分以下の場合	4点	
	ロ 8分以上14分以下の場合	28点	
	ハ 15分以上28分以下の場合	50点	
	ニ 29分以上の場合	60点	
	2 1以外の場合	4点	
注射投薬・相互作用等防止加算	イ 薬調製に係るもの以外の場合	40点	
	ロ 薬調製に係るものの場合	20点	
調剤管理加算	イ 初めて処方箋を持参した場合		
	ロ 処方変更による薬剤変更等の場合(2回目以降)	3点	
医療情報取得加算(1年に1回に限り)		1点	
服薬管理指導料 (処方箋受付1回につき)	1 原則3月以内に処方箋を持参した患者(手帳を提示しない患者は、59点を算定)	45点	
	2 1以外の患者に対して行った場合	59点	
	3 介護老人福祉施設等に入所している患者(月4回に限り) ※オンライン服薬指導等の場合を含む	45点	
	4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合		
	イ 原則3月以内に処方箋を持参した患者(手帳を提示しない患者は、59点を算定)	45点	
	ロ 1以外の患者に対して行った場合	59点	
	医療管理指導加算	22点	
	特定薬剤管理指導加算1	イ 新たに処方された場合 ロ 保険薬剤師が必要と判断し指導を行った場合	10点 5点
	特定薬剤管理指導加算2(月1回まで)		100点
	特定薬剤管理指導加算3 (当該品目に関して、初回処方時1回に限り)	イ 安全性に関する情報提供を行った場合 ロ 医薬品の選択等に関する説明を行った場合	5点 10点
乳幼児服薬指導加算(6歳未満)		12点	
小児特定加算		350点	
吸入薬指導加算(3月に1回に限り)		30点	
服薬管理指導料(特例)	適切な手帳の活用実績(処方箋受付1回につき)	13点	
服薬管理指導料(特例)	かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応(処方箋受付1回につき)	59点	
かかりつけ薬剤師指導料(処方箋受付1回につき)		76点	
医療管理指導加算		22点	
	特定薬剤管理指導加算1	イ 新たに処方された場合 ロ 保険薬剤師が必要と判断し指導を行った場合	10点 5点
	特定薬剤管理指導加算2(月1回まで)		100点
	特定薬剤管理指導加算3 (当該品目に関して、初回処方時1回に限り)	イ 安全性に関する情報提供を行った場合 ロ 医薬品の選択等に関する説明を行った場合	5点 10点
	乳幼児服薬指導加算(6歳未満)		12点
	小児特定加算		350点
	吸入薬指導加算(3月に1回に限り)		30点
	かかりつけ薬剤師包経管管理料(処方箋受付1回につき)		291点
	外来服薬支援助料	1 (月1回まで)	185点
		2 イ 42分以下の場合(投与日数が7日又はその数値を増すごとに) ロ 43分以上の場合	34点 240点
施設連携加算(月1回に限り)		50点	
服用薬調製支援助料	1 (月1回まで)	125点	
	2 イ 重症投薬等の解消に係る実績を有していること(3月に1回まで) ロ 1以外の場合(3月に1回まで)	110点 90点	
調剤科薬剤管理指導料 (月1回に限り)	1 糖尿病患者に対して行った場合 2 慢性心不全患者に対して行った場合	60点	
在宅患者訪問薬剤管理指導料 (月4回(末期病性難病患者、注射し ての薬剤投与が必要な患者、中心 静脈栄養は週2回かつ月8回)まで)	1 単一建物診療患者が1人の場合	650点	
	2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	320点	
	3 1及び2以外の場合	290点	
在宅患者オンライン薬剤管理指導料		59点	
医療管理指導加算	(1回につき)	100点	
	在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定する場合(処方箋受付1回につき)	22点	
在宅患者医療用薬品持続注射療法加算(1回につき(訪問時))		250点	
乳幼児加算(6歳未満)	(1回につき)	100点	
	在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定する場合(処方箋受付1回につき)	12点	
小児特定加算	(1回につき)	450点	
	在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定する場合(処方箋受付1回につき)	350点	
在宅中心静脈栄養療法加算(1回につき(訪問時))		150点	

薬学管理料			
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 (1と2を合わせて月4回(末期悪性腫瘍患者、注射による療養の受与が必要な患者は原則として月8回)まで)	1 計画的な訪問薬剤管理指導に係る患者の急変に伴うものの場合	500点	
	イ 夜間訪問加算	400点	
	ロ 休日訪問加算	600点	
	ハ 深夜訪問加算	1,000点	
	2 1以外の場合	200点	
在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料(新興感染症等を含む)		59点	
療養管理指導加算	(1回につき)	100点	
在宅患者医療用麻薬神経鎮静投与加算(1回につき(訪問時))	在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料を算定する場合(処方箋受付1回につき)	22点	
在宅患者医療用麻薬神経鎮静投与加算(1回につき)	(1回につき)	250点	
乳幼児加算(6歳未満)	在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料を算定する場合(処方箋受付1回につき)	100点	
小児特定加算	(1回につき)	12点	
	在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料を算定する場合(処方箋受付1回につき)	450点	
在宅中心静脈栄養療法加算(1回につき(訪問時))		350点	
在宅患者緊急臨時共同指導料	(月2回まで)	150点	
療養管理指導加算(1回につき)		700点	
在宅患者医療用麻薬神経鎮静投与加算(1回につき)		100点	
在宅患者医療用麻薬神経鎮静投与加算(1回につき)		250点	
乳幼児加算(6歳未満)(1回につき)		100点	
小児特定加算(1回につき)		450点	
在宅中心静脈栄養療法加算(1回につき)		150点	
通院時共同指導料	(入院中1回(がん末期患者等は2回)まで)	600点	
服薬情報等提供料	1 保険医療機関の求めがあった場合(月1回まで)	30点	
	2 薬剤師がその必要性を認めた場合(月1回まで)	20点	
	イ 保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合		
	ロ リフィル処方室による調剤後、処方室に必要な情報を文書により提供した場合		
	ハ 介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合		
	3 入院前の患者に係る保険医療機関の求めがあり、持参票を整理、情報提供を行った場合(3月に1回)	50点	
在宅患者療養施設・在宅活用等防止管理料 (処方箋受付1回につき)	1 疑義照会に伴い処方変更された場合	40点	
	イ 殊薬調整に係るもの以外の場合		
	ロ 殊薬調整に係るものの場合	20点	
	2 処方箋交付前に処方提案を行い、提案が反映された処方箋を受け付けた場合	40点	
	イ 殊薬調整に係るもの以外の場合		
	ロ 殊薬調整に係るものの場合		
経営支援費支払料(初回に限り)		100点	
在宅移行初期管理料		(在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定した初回算定日の属する月に1回に限り)	
薬剤料			服薬品の料金を示す。この料金は定期的に見直される公定価格。
使用薬剤料	使用薬剤の薬価が薬剤調製料の所定単価につき15円以下の場合	1点	
	使用薬剤の薬価が薬剤調製料の所定単価につき15円を超える場合の加算	10円又はその端数を増すごとに1点	
	特別調剤基本料A及びBを算定する薬局において、処方につき7種類以上自家薬の調剤を行った場合	所定点数の100分の90	
特定保険医療材料料			
この料金は、保険で認められている医療材料の料金を示す。この料金は定期的に見直される公定価格。			
特定保険医療材料		材料価格を10円で除して得た点数	

※ 基礎額とは調剤基本料(加減算含む)、薬剤調製料、無菌製剤処理加算、調剤管理料の合計額。
麻薬・向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算、自家製剤加算、計量混合調剤加算、重複投薬・相互作用等防止加算、調剤管理加算及び医療情報取得加算は基礎額に含みません。

明細書に記載されている項目の内容や点数です。ご不明な点は、薬剤師にお問い合わせください。